

8会美監第19号
令和8年8月18日

会津美里町長 杉 山 純 一 様

会津美里町監査委員 薄 久 男

同 堤 信 也

令和7年度会津美里町財政健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和8年6月8日付け8会美総第609号にて審査に付された令和6年度財政の健全化に関する比率について審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度

会津美里町財政健全化審査意見書

会津美里町監査委員

令和 7 年度会津美里町財政健全化審査意見書

健全化判断比率の公表等

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 2 7 日から 8 月 6 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正と認める。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、歳入決算額が歳出決算額を上回っているため、算定がされなかった。

実質公債費比率については、早期健全化基準を大きく下回っていることから、健全であると判断する。

将来負担比率については、将来負担額が充当可能額を下回ったため算定がされなかった。

記

(単位：%)

	令和 7 年度		令和 6 年度	
	健全化判断 比率	早期健全化 基準	健全化判断 比率	早期健全化 基準
実 質 赤 字 比率	—	13. 87	—	13. 87
連 結 実 質 赤字比率	—	18. 87	—	18. 87
実 質 公 債 費比率	3. 3	25. 0	3. 4	25. 0
将 来 負 担 比率	—	350. 0	—	350. 0

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記入。

資金不足比率の公表等

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月27日から8月6日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正と認める。

また、各公営企業会計における資金不足は生じていない。

記

(単位：%)

会計名	比率名	令和7年度	経営健全化基準	備考
水道事業会計	資金不足比率	—	20.0	
下水道事業会計		—	20.0	
住宅用地造成事業特別会計		—	20.0	

注記：「—」は該当数値がないものである。